

種まき権兵衛の里における記念撮影（前撮り等）の受入れに関する実施要領

（目的）

第1条 この要領は、種まき権兵衛の里（以下「当園」という。）において、個人の婚礼の前撮り、成人式、七五三等のライフイベントに伴う記念撮影（以下「記念撮影」という。）が行われる際、紀北町種まき権兵衛の里条例（以下「条例」という。）第1条に定める設置目的（住民のレクリエーションおよび福祉の増進等）に鑑み、一般来園者の利用を妨げることなく、住民サービスの適正な提供と円滑な施設管理を行うことを目的とする。

（利用の制限および対象範囲）

第2条 当園においてプロのカメラマン等の同行を伴う記念撮影を行おうとする撮影事業者（以下「事業者」という。）は、条例第13条第1項の規定に基づき、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、撮影の被写体となる利用者（以下「被写体利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に親族（三親等以内）を有する者
- (3) その他、町長が特に認める者（テレビ局等の取材・番組ロケ等を含む）

（事前申請の手続きおよび確認書類）

第3条 前条の許可を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、撮影を行おうとする日の30日前までに、「種まき権兵衛の里 記念撮影利用申請書（様式第1号）」を町に提出しなければならない。

2 申請書には、申請者の情報のほか、現場責任者氏名、連絡先、および被写体利用者の情報を明記させなければならない。

3 申請書には、第2条第2項の要件を満たすことを証明するため、次の各号に掲げる確認書類（いずれか1点、写し可）を添付しなければならない。

- (1) 被写体利用者が町内在住者の場合

被写体利用者本人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

- (2) 被写体利用者が町外在住者の場合

町内に在住する親族の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

4 テレビ局等の取材・番組ロケ等については、申請書および確認書類に代えて撮影企画書等の提出を求め、個別に許可することができる。

（利用の許可および不許可）

第4条 町長は、申請内容が本要領に適合すると認めたときは「種まき権兵衛の里記念撮影利用許可書（様式第2号）」を、適合しないと認めたとき、または施設管理上支障があると認めたときは「種まき権兵衛の里 記念撮影利用不許可通知書（様式第3号）」を申請者に交付するものとする。

（撮影の条件および制限）

第5条 町長は、条例第13条第2項の規定に基づき、撮影を許可するにあたり次の条件を付すものとする。

- (1) 当園は入園無料の公共施設であり、貸切利用はできないこと。
- (2) 撮影の目的は第2条第2項に定める対象者の記念撮影に限るものとし、プロのモデル等を起用した商用撮影（カタログ、商品PR等の宣伝素材撮影）ではないこと。
- (3) 一般来園者の通行を最優先し、特定の場所の独占や居座りをしないこと。
- (4) 同行するプロの撮影スタッフの人数は、当日の現場責任者を含め原則2名までとする（状況によっては最大4名まで可とする）。
- (5) カメラ用三脚（一脚含む）の持ち込みは認めるが、撮影用の人工照明器具（ライト・ストロボ等）、自立式スタンド、カメラレール、レフ板等の大型機材の持ち込みは一切禁止とする。
- (6) 施設内のトイレ（駐車場含む）や東屋等での着替え、メイク、ヘアセット等は一律禁止すること。また、当園の研修室や茶室等をこれら営利目的の控室として利用することも認めない。
- (7) 撮影した写真は被写体利用者の記念目的に限り、事業者のホームページ、SNS等に作例や宣伝として商業利用しないこと。
- (8) 撮影中は現場管理人の指示および注意に直ちに従うこと。

（許可の取消しおよび制限措置）

第6条 町長および現場管理人は、申請者が前条の条件に違反したとき、または管理人の指示に従わなかったときは、条例第8条の規定に基づき直ちに利用許可を取り消し、退園を命じることができる。

2 前項により許可を取り消された事業者、または指示を著しく無視した事業者に対しては、以後の当園における利用申請を許可しない。

(附則) この要領は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。